

テレフォンバンキング利用規定(インターネット支店用)

第1条 テレフォンバンキング

1. テレフォンバンキング（以下、本サービスといいます。）とは、お客さまの電話による依頼により、振込・振替手続、外国為替商品の取扱手続、口座情報の提供、住所変更手続、ローンの申込手続、または各種証明書の発行手続等（以下、これらを総称して、取引といいます。）を行なうサービスをいいます。
2. 本サービスは、本規定を承認し、かつ当社所定の利用申込手続（以下、「利用申込手続」といいます。）、インターネット等の当社所定の画面（以下、申込画面といいます。）により本サービスの利用申込を行なった申込者のうち、当社が適当と認めた申込者（以下、お客さまといいます。）が利用できます。
3. 本サービス利用には、届出の暗証番号による本人確認が必須となります。本サービスのご利用は暗証番号による本人確認が完了していることを前提といたします。

第2条 サービス取扱時間

本サービスの取扱時間は、当社所定の時間内とします。ただし、当社はこの取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。

第3条 利用手数料

本サービスのご利用には、当社所定の手数料（消費税を含みます。）をいただきます。利用手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、お客さまが開設された当支店普通預金口座（以下、申込代表口座といいます。）を利用手数料引落口座として、払戻請求書の提出なしに、当社所定の方法により自動的に引落とします。なお、当社はこの利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。

第4条 暗証番号、口座番号等の届出等

お客さまは、本サービスを申込むにあたり、以下の事項の届出を行ないます。

1. 暗証番号の届出と発行

(1) 利用申込手続による届出

お客さまは、当社所定の利用申込手続にて第1暗証番号の届出を行ないます。当社は、当社所定の方法で本人確認したうえで、当社任意の文字列を第2暗証番号として発行し、当該第2暗証番号を記載した通知書をお客さまの届出住所あてに郵送します。ただし、お客さまあてに通知した郵便が不着などの理由で当社に返戻されたときには、本手続により発行された第2暗証番号は無効となり、本サービスの申込みも無効とします。

(2) 申込画面による届出と発行

お客さまは、申込画面にて第1暗証番号の届出を行いません。当社は、当社が保有する申込代表口座のキャッシュカードの暗証番号と照合したうえで、当社任意の文字列を第2暗証番号として発行し、当該第2暗証番号を記載した通知書をお客さまの届出住所あてに郵送します。ただし、お客さまあてに通知した郵便が不着などの理由で当社に返戻されたときには、本手続により発行された第2暗証番号は無効となり、本サービスの申込みも無効とします。

(3) 暗証番号の管理

暗証番号は生年月日や電話番号などの他人に推測されやすい数字を使用することはさけ、第三者（当社社員を含みます。）に対して容易に漏洩することのないよう、厳重な管理をしてください。万一暗証番号を第三者に知られたときには、速やかに当社あてに届出てください。

当社への届出前に生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

2. 暗証番号の変更

お客さまは、当社所定の申込書または申込画面にて、第1暗証番号の変更の届出を行うことができます。当社は、当社所定の方法で本人確認したうえで、第2暗証番号をお客さまに郵便で通知します。新しい第2暗証番号が発行されると、以前に通知した第2暗証番号は使用することはできなくなります。また、お客さまあてに通知した郵便が不着などの理由で当社に返戻されたときには、本手続により発行された第2暗証番号は無効となり、本サービスの申込みも無効とします。

3. 申込代表口座ならびにご本人口座の届出

本サービスのお申込代表口座は、お客さまが申込代表口座店で開設された普通預金口座とさせていただきます。ご本人口座として登録可能な預金等は、申込代表口座に付随される口座に限定します。ご本人口座として登録できる口座数ならびに預金の種類につきましては、お客さまに通知することなく変更することがあります。

第5条 取引方法

1. 本人確認

お客さまが、本サービスを利用するときは、当社所定の電話番号に架電したうえで、音声案内にしたがって申込代表口座番号ならびに暗証番号をボタン入力することにより、本人確認を行いません。ご希望される取引によっては、第2暗証番号の入力が必要となるものもあります。

2. 取引の依頼

お客さまは、前条の本人確認手続を経た後、音声案内あるいはオペレーターの案内にしたがってご希望の取引に必要な所定事項をボタン入力あるいは口頭で返答し、取引を依頼します。

申込代表口座番号もしくは暗証番号の入力相違により、本人確認が行なえないときには、お取引の依頼はできません。取引依頼の内容の確認を行なった後、当社所定の手続によりお客様の依頼事項を行ないます。

3. 取引時間

各種取引のご利用時間につきましては、申込代表口座店ホームページにて確認してください。

4. 暗証番号入力相違

お客様が暗証番号を連続して誤入力し、当該誤入力の回数が当社所定の回数に達したとき、当社は当該お客様に対する本サービスの取扱いを停止します。利用を再開するためには、当社所定の方法により、再登録手続をすることが必要となります。

5. 支払依頼

お客様の申込代表口座より資金の引落としを行なう取引については、支払依頼を受けた振込資金、振込手数料、振替資金、または各種手数料を、お客様の指定するご本人口座にかかる各種規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしにご本人口座より引落としを行ない、当該引落としをもって取引が成立します。ただし、その引落としができなかったとき（差押えなど正当な理由による支払停止等も含まれます。）は、お客様からの取引依頼は無効として取扱いします。

6. 取引の成立

前項以外の取引については、取引内容の確定をもって取引が成立します。

7. 記録の保管

お客様の電話による依頼内容（通話内容も含まれます。）は機械に記録され、当社に相当期間保存されます。

8. 取引の確認

お客様は本サービス取引を利用した後は、お客様へ別途送付する取引明細書やインターネットバンキングの入出金明細等により取引内容を照合してください。万一、取引内容、残高に相違があり、お客様と当社との間で疑義が生じたときには、当社の機械通話記録の内容をもって手続します。

第6条 振込手続

1. 振込手続

お客様は本サービスを利用して、申込代表口座よりお客様の指定する金額を当社の国内本支店、または当社の承認する金融機関の国内本支店の預金口座あてに振込の手続を行なうことができます。振込を行なうにあたっては、当社所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。また、本手続では振込金受取書・振込手数料領収書の発行はいたしません。

2. 振込限度額の設定

1日あたりの振込金額は、お客さまが利用申込手続または当社所定の方法により当社あてに届出た振込限度額ならびに当社所定の振込限度額の範囲内（以下これにより定まる1日あたりの振込限度額を「振込限度額」といいます。）とします。ただし、当社は、この振込限度額をお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。また、振込限度額を超えた取引依頼については、当社は、取引を実行する義務を負わず、そのために生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

3. 振込先事前登録口座の届出

お客さまは当社所定の方法により振込先事前登録口座を当社へ届出ることができます。お届けされた振込先事前登録口座が金融機関名変更ならびに店舗統廃合等により変更となったときには、以下のいずれかの方法にて当社へ届出てください。当社への届出を怠ったために生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

(1) 申込書による手続

お客さまは当社所定の申込書に新しい振込先口座等、当社所定の事項を記入し、届出ます。当社は、当社所定の方法で本人確認したうえで、振込先口座の変更を受付けます。

(2) テレフォンバンキングによる手続

お客さまは、申込代表口座店に架電し、前記第5条に定める方法で本人確認をし、新しい振込先口座の登録を届出ることができます。当社は、受信して認識した申込代表口座番号ならびに暗証番号が、当社に登録されている当該お客さまの最新の申込代表口座番号ならびに暗証番号と一致したことを確認し、振込先口座の変更を受付けます。

4. 振込サービスの手続

お客さまが当社所定の振込可能時間内に依頼し取引が確定した振込は、原則として依頼日当日に振込の手続を行いません。また、振込資金ならびに振込手数料の引落としの手続は、原則、依頼日当日に当社所定の方法により手続します。

5. お客さまの依頼に基づき当社が行なった振込につき、振込先の金融機関から当社に対して照会があったときには、当社は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。お客さまは、当社照会に対して速やかに回答してください。当社の照会に対して相当の期間内に回答をいただけないとき、または不適切な回答をされたときには、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。入金口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときには、振込資金を申込代表口座に入金します。

6. 振込依頼確定後の取消、変更、組戻

振込取引が成立した後の取消、変更、組戻はできません。ただし、お客さまから電話により組戻依頼を受け、これにつき当社がやむを得ないものと判断したものに限り、当社から被仕向銀行に組戻の依頼を行いません。これにより、被仕向銀行の承諾を得

たものにかぎり組戻を行ないます。

なお、組戻された資金は申込代表口座に入金します。ただし、このとき、上記1の振込手数料は返還しません。

7. 組戻手数料

前項で組戻を行なうとき、組戻依頼を受付けした時点で当社所定の組戻手数料（消費税を含みます。）をいただきます。組戻資金の返却有無にかかわらず、組戻手数料は返還しません。

8. 災害等による免責

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 振込指定金額と振込手数料の合計金額または振込指定金額が、支払指定口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
- (2) 支払指定口座または振込先として指定した口座が解約済のとき。
- (3) お客様より支払指定口座への支払停止の届出があり、それに対して当社が所定の手続を取ったとき。
- (4) 差押等により、当社が支払いを不相当と認めたとき。
- (5) 災害、事変、公的機関の措置等やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) 当社または当社が本サービスを実施するにあたり業務を委託した企業ならびに金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (7) 当社以外の金融機関の責に帰すべき事由により取引が不可能となったとき。

第7条 振替手続

1. 振替

お客様は電話依頼により以下の取引を行なうことができます。

- (1) お客様の指定する二つのご本人口座間でおお客様の指定する金額を振替える取引。
- (2) お客様の指定するご本人口座からおお客様の指定する金額を引落としのうえ、お

お

お客様の指定する新規開設した口座に振替える取引。

2. 口座開設手続

お客様は本サービスを利用して、定期預金、外貨普通・定期預金の作成を申込みすることができます。開設した新規口座の印鑑は申込代表口座の印鑑と同じものを使用してください。このとき、開設した口座はご本人口座として登録することができます。ただし、ご本人口座の登録件数がすでに当社所定の数に達しているものについては登録できません。

3. 振替の手続

お客さまから振替の依頼を受けたものは、原則、依頼日当日に当社所定の方法により振替を行いません。振替を行なった後の振替依頼の取消、変更はいっさいできません。

4. 適用外国為替相場

通貨の異なるご本人口座間の振替のときには、受付時の当社所定の外国為替相場を適用します。

5. 振替限度額の設定

ご本人口座からの1日あたりの振替金額は、お客さまが利用申込手続または当社所定の方法により当社あてに届出た振替限度額ならびに当社所定の振替限度額の範囲内（以下これにより定まる1日あたりの振替限度額を、「振替限度額」といいます。）とします。ただし、当社は、この振替限度額をお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。また、振替限度額を超えた取引依頼については、当社は、取引を実行する義務を負わず、そのために生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

6. 災害等による免責

次の各号の事由により資金の入金不能、入金遅延等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 振替指定金額が、支払指定口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
- (2) 支払指定口座または振替先として指定した口座が解約済のとき。
- (3) お客さまより支払指定口座への支払停止の届出があり、それに対して当社が所定の手続を取ったとき。
- (4) 差押等により、当社が支払いを不相当と認めたとき。
- (5) 災害、事変、公的機関の措置等やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) 当社または当社が本サービスを実施するにあたり業務を委託した企業ならびに金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

第8条 公共料金支払／口座振替依頼

1. 公共料金支払／口座振替依頼とは、お客さまからの依頼に基づき、公共料金等支払いのため預金口座振替の登録を申込みときに利用するサービスをいいます。
2. お客さまは、口座振替によって支払いを行なう公共料金等の内容を収納機関もしくは当社に提出します。
3. 当社は、受領した口座振替依頼内容について、当社所定の本人確認を行なったうえで、収納機関への登録を行いません。
4. 当社は、公共料金等の請求書が収納機関から当社に送付されたときは、本人に通知す

ることなく、請求書記載金額を申込代表口座から引落としのうえ支払います。なお、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、カードまたは払戻請求書等の提出なしに、申込代表口座より引落とします。

第9条 外貨預金取引

1. 外貨預金取引の内容

- (1) お客さまは、本サービスを利用して電話依頼により、当社所定の外貨預金口座の新規作成、預入れ、引出し、解約などの取引、ならびに照会、申込み手続を行なうことができます。
- (2) 外貨預金のご利用は、原則20歳以上80歳未満の方に限ります。
- (3) 外貨預金口座の新規作成は、原則、申込代表口座開設店での新規作成に限ります。またご利用可能な外貨預金口座は、申込代表口座店に開設されたお客さまの外貨預金口座に限り、申込代表口座店に開設されたお客さまの外貨預金口座は申込書等により登録することなく、ご利用可能な外貨預金口座として自動的に登録されます。なお、ご利用可能な外貨預金口座につきましては、お客さまに通知することなく変更することがあります。
- (4) 当社は、本サービスでの外貨普通預金ならびに外貨定期預金の取引について、その事実を通知するために取引明細書（以下、ステートメントといいます。）をお客さまに送付します。本取引につき通帳や証書は発行しませんので、お手元に届いたステートメントの記載内容を速やかに確認し、内容が相違していると思われるときには、ただちにその旨を当社に電話等により連絡してください。

第10条 定期預金取引

1. 定期預金取引

お客さまは本サービスを利用して、定期預金口座の作成、定期預金の預入れ、満期解約予約ならびに解約の手続を行なうことができます。なお、本サービスにてご利用いただける定期預金口座は、申込代表口座（総合口座）にセットされている定期預金に限ります。また、上記定期預金口座は、申込書等により登録することなく、ご本人口座として自動的に登録されます。

2. 定期預金の作成

- (1) お客さまは本サービスを利用して、定期預金口座の新規作成、追加預入をすることができます。
- (2) 定期預金口座の新規作成は、申込代表口座（総合口座）にセットして新たに定期預金口座を作成し、すでにご本人口座として定期預金口座を登録されている口座には、追加預入（2回目以降新規）として受付けます。
- (3) 定期預金口座作成ならびに追加預入にあたっては、お客さまが選択された定期預

金種類・金額等に基づき、指定金額を申込代表口座から引落とし、定期預金口座に振り替えます。

3. 定期預金の満期解約予約

- (1) お客さまは本サービスを利用して、お客さまがご本人口座として登録している定期預金のうち、お客さまの指定する定期預金を満期解約予約することができます。なお、対象となる定期預金の種類は当社所定のものに限ります。
- (2) 満期解約予約のご利用に際しては、お客さまは満期解約予約を行なう定期預金の回数、金額、満期日等を確認して依頼をし、当社は依頼された定期預金を満期日前に自動継続停止ならびに満期解約予約のうえ、満期日に元利金を申込代表口座へ入金します。
ただし、満期日が銀行休業日のときは、翌営業日に入金します。
- (3) お客さまから依頼を受けて、すでに満期解約予約を行なった後の満期解約予約の取消手続は、当該定期預金の満期日の2営業日前までに電話で依頼することにより、その取消ができます。

4. 定期預金の解約

- (1) お客さまは本サービスを利用して、お客さまがご本人口座として登録している定期預金のうち、お客さまの指定する定期預金の解約手続をすることができます。なお、解約可能な定期預金の種類は当社所定のものに限ります。
- (2) 当社は、お客さまの依頼内容に基づき、お客さまが指定する定期預金を原則依頼日当日に解約し、当該定期預金の元利金を申込代表口座へ入金します。ただし、期日指定定期預金は、預入日（自動継続後はその継続をした日）の1年後の応答日以降にこの取扱いができ、自動継続期日指定定期預金規定にかかわらず、解約がなされた日を、当該期日指定定期預金に対して満期日が指定されたこととします。なお、解約手続に際しては、当該預金の規定にかかわらず、支払請求書等の提出をすることなく、解約を行ないます。
- (3) 解約手続をした後の解約の取消ならびに変更はいつさいできません。

5. 定期預金の中途解約

定期預金の種類によっては、中途解約を受付できないものがございますので、支店にお問合わせください。解約手続にあたっては、当社所定の手続が必要となります。解約処理により定期預金の元利金を申込代表口座へ入金します。なお、解約手続完了後の中途解約の取消、変更はいつさいできません。

第11条 投資信託取引

1. 投資信託取引の内容

投資信託取引とは、お客さまから、電話により、投資信託取引に関する当社取扱商品（本条第3項記載の商品）の購入注文、募集注文、解約注文および買取注文を受け

る業務ならびに投資信託取引内容の照会を行なう業務をいいます。ただし、取扱商品によっては一部の業務が行なえないものがあります。

2. ご利用可能な投資信託保護預り口座

ご利用可能な投資信託保護預り口座は、当該投資信託保護預り口座の指定預金口座を申込代表口座として届出ている口座とします。また、当該指定預金口座は、投資信託保護預り口座と同一支店において開設されており、かつ当該保護預り口座につき累積投資契約を締結していることが必要となります。

3. 取扱商品

お客さまが投資信託取引を利用してお取引できる商品は、当社が別途定める商品（以下本条において、取扱商品といいます。）とします。なお、お客さまが購入募集、解約および買取の注文ができる商品につきましては、お客さまに通知することなく変更することがあります。

4. 取引限度額ならびに取引限度回数

1回あたりの取引限度額は、当社所定の金額（以下、取引限度額といいます。）の範囲内とします。また、1商品につき1日あたりの取引回数は当社所定の回数（以下、取引限度回数といいます。）の範囲内とします。取引限度額あるいは取引限度回数を超えた注文については、当社は、注文を受付ける義務を負わず、そのために生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

5. 購入・募集・解約・買取注文等の申込方法

- (1) 投資信託取引に関し、お客さまは、当社所定の方法により、銘柄（商品）、購入注文・募集注文・解約注文・買取注文の別、数量（金額）を申出てください。
- (2) 購入注文または募集注文を行なうときには、注文を行なう商品の目論見書をお読みになり、内容を十分理解し、お客さま自らの判断と責任において行なってください。

6. 金銭の受渡清算方法

- (1) 購入注文、募集注文の代金等は、普通預金規定等、申込代表口座に関する規定にかかわらず、払戻請求書等の提出なしに購入注文、募集注文の申込みと同時にお客さまの申込代表口座から引落としいたします。なお、申込時に引落としました資金については付利しません。
- (2) お客さまが解約・買取を注文された換金代金、償還金、収益分配金の受取は、申込代表口座に入金いたします。

7. 注文の取消、変更

投資信託取引によってなされた購入注文、募集注文、解約注文あるいは買取注文については、取消ならびに変更はいっさいできません。ただし、以下の内容は、お客さまからなされたそれぞれの注文について取消されたものとみなします。また取消されたものとみなしたことにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変、公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。
- (2) 受益証券等への差押え等やむを得ない事情があり、当社が支払を不相当と認めたとき。
- (3) 当社または当社が本サービスを実施するにあたり業務を委託した企業ならびに金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- (4) 住所変更・連絡先の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由により、当社でお客さまの所在が不明となっていることが判明したとき。
- (5) その他、下記事由により投資信託取引が不可能となったとき。
 - ① 海外市場の休場
 - ② 投資信託委託会社に対する認可の取消その他の処分、手形交換所の取引停止処分、またはこれらにつき支払の停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他類似の手続開始の申立てがあったとき。
 - ③ 証券取引所のシステム障害

8. 投資信託口座の内容照会

投資信託口座の内容照会とは、お客さまからの電話による依頼に基づき、投資信託口座の預り残高ならびに取引明細等を照会することをいいます。ただし、すでに応答した内容についても、訂正依頼その他相当の事由があるときには、お客さまに通知することなく変更または取消を行なうことがあります。

9. 保護預り

投資信託取引については、投資信託受益証券等保護預り規定の定めるところにより、保護預りの扱いとなります。

10. 取引制限

投資信託取引では、所得税法に定める少額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）の取扱いをいたしません。その他、本規定に記載のない方法による取引については、投資信託約款・規定集にかかわらず、取扱いをいたしません。

第12条 債券取引

1. 債券取引内容

債券取引の内容は、公共債にかかわる購入、売却、元利金の受領ならびに照会とします。

2. 取扱商品

- (1) お客さまが債券取引を利用してお取引できる商品は、当支店が別途定める商品（以下、本条において、取扱商品とといいます。）とします。
- (2) 取扱う債券取引の取扱商品については、本規定ならびに保護預り規定兼振替決済

口座管理規定にしたがって取扱います。

3. 取引制限

債券取引では、次に定める取扱いはできません。

- (1) 預り証の発行
- (2) 所得税法に定める老人等の少額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）の取扱い
- (3) 債券への質権設定

4. 注文の方法

- (1) 債券取引に関し、お客さまは、銘柄、回号、額面金額、購入・売却等の注文の種類を申出てください。
- (2) 注文を行なうときには、注文を行なう債券の内容を十分理解し、お客さま自らの判断と責任において行なってください。
- (3) 新発債については、募集期間あるいは販売期間外の、購入の注文あるいは購入の予約は受付ません。
- (4) 募集期間あるいは販売期間内であっても、売切れたときならびに市場環境の変化等により合理的な価格を提示できなくなったときには、募集あるいは販売を中止することがあります。

5. 金銭の受渡清算方法

- (1) 購入の注文にかかる払込金は、購入の注文と同時にお客さまの普通預金口座から引落としいたします。
- (2) 申込みいただいた都度に清算を行ないます。なお、注文時に引落ししました資金については、受渡日まで付利しません。
- (3) お客さまが中途換金、償還金、利払を受取るときは、お客さまの普通預金口座に入金いたします。

6. 注文の取消、変更

債券取引に関する注文の取消ならびに変更は下記を除き原則としてできません。

- (1) 災害、事変、公的機関の措置、差押え等、当社がやむを得ないと認める事由があったとき。
- (2) 当社または当社が本サービスを実施するにあたり業務を委託した企業ならびに金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

7. 公示催告等の調査等の免除

当社は、お預りしている債券等にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定等についての調査ならびに通知は行ないません。

8. 債務不履行の措置

- (1) お客さまが、本規定または国債証券等の保護預り規定その他の関連規定にもとづ

く取引等によって当社に対して負担する債務を弁済しないときは、当社は、これを回収するために、当社の計算において任意に債券の購入または売却の取引を行なうことができます。

(2) 前項のとき、当社は、占有するお客さまの債券を、一般に認められる方法、時期、価格等により換価し、これらの債務の弁済に充当できます。

(3) 前項の方法により充当後、なお不足額があるときは、ただちにその不足額をお支払いただきます。

第13条 セキュリティ設定手続

1. セキュリティ設定の内容

(1) お客さまは、本サービスを利用して、申込代表口座等にかかわる各種限度額の引下げ、取引の停止等のセキュリティの設定変更を申込むことができます。

(2) 取扱可能なセキュリティの種類については、当社所定のものとし、当社所定の方法によりお手続きいただきます。なお、セキュリティ設定手続により、お客さまに損害が生じたときでも、当社はいっさい責任を負いません。

第14条 証明書発行手続の受付

1. 証明書発行手続

お客さまは、本サービスを利用して、残高証明書、元帳等、当社所定の証明書の発行を依頼することができます。なお、前記第5条に定める本人確認ができないお客さまは、電話による発行依頼の受付はせず、当社所定の申込書での受付とします。

2. 証明書発行手続

当社は、お客さまの指定する口座の証明書を発行し、お客さまの届出住所に郵送いたします。

ただし、お客さまあてに郵送した郵便が不着などの理由で当社に返戻されたとき、また受領拒否等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したとみなします。証明書不着のときに生じた損害については当社はいっさい責任を負いません。

3. 発行手数料

発行に際しては発行する証明書ごとに、当社所定の発行手数料がかかります。証明書発行手数料は、各証明書発行時に申込代表口座から引落とします。このとき、当社はキャッシュカード、払戻請求書の提出なしに、発行手数料を引落とします。

4. 手続の取消

変更手続の受付が完了し、証明書を発行したあとのサービスの取消、変更はいっさいできません。

第15条 普通預金口座解約の受付

1. 口座解約手続の取扱い

お客さまは、本サービスを利用して当支店普通預金口座（申込代表口座）の解約の申出を行なうことができます。本サービスにより、普通預金規定（含む総合預金口座規定）・貯蓄預金・インターネット／モバイルバンキング利用規定の定めにかかわらず、各契約の解約書面を受領することなく、普通預金口座の解約を受付することができます。

2. 解約口座の条件

本サービスによる普通預金口座（総合口座）の解約受付は当社所定の取扱い事項に合致するものに限定とします。

3. 解約の制限

当支店普通預金口座（申込み代表口座）に、当座貸越契約（カードローン契約）をセットされているお客さまは、ご利用状況の確認をさせていただいた後の取扱いとなります。定期預金・外貨預金（普通・定期預金）・住宅ローン等有担保ローン・クレジットカード・投資信託口座・国債口座をご利用中のお客さまは対象外とします。

4. 解約手続

本サービスによる普通預金口座の解約は、当社所定の事務手続にしたがいます。解約の手続が完了したとき、その手続を取消することはできません。

第16条 照会サービス

1. 照会サービスの内容

照会サービスとは、お客さまの電話による依頼に基づき、お客さまの指定するご本人口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を提供するサービスをいいます。なお、提供できる入出金明細等の案内可能期間は、当社所定の期間とし、所定期間を超える期間の口座情報の提供をするときには、依頼日当日の回答はいたしかねます。

2. 回答後の取消、変更

お客さまから照会を受けてすでに当社から回答した内容について、当社が変更または取消を行なったことにより生じた損害については、当社はいっさい責任を負いません。

第17条 住所変更手続の受付

1. 住所変更手続の内容

お客さまは、本サービスを利用してお客さまが、当社に届出を行なっている事項のうち、住所等の当社所定の事項について、お客さまの指定する内容への変更を行なうことができます。

ただし、一部取引内容により、当社所定の書面や店頭窓口での変更手続が必要な取引

があります。

2. 住所変更の手続

住所変更の手続は、当社所定の方法により手続します。

第18条 届出事項の変更等

1. お客さまは、当社に届出ている印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは速やかに当社所定の書面により申込代表口座店あてに届出てください。
2. この届出の前に生じた損害については、当社はいっさい責任を負いません。また、住所変更等の届出がなかったために、当社からの通知や送付した書類が延着、または到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第19条 解約等

1. 中途解約

本サービスに関する契約は、当事者の一方から他方に通知することによりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は書面とします。ただし、本サービスのみの解約はできません。

2. 解約の通知

当社が解約の通知をお客さまの届出住所にあてて郵送し、その通知が受領拒否等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. 申込代表口座の解約

申込代表口座が解約されたときは、本サービスも併せて解約とします。これにより本サービスの解約書類を受領することはありません。

4. サービスの停止

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本規定に基づく全部または一部のサービスの提供を停止することができます。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (2) 本規定その他当社の取引規定に違反したとき。
- (3) 当社が本サービス停止を必要とする相当の事由が生じたとき。

5. 本サービスの強制解約

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスに関する契約を解除することができます。

- (1) 当社に支払うべき本サービスの手数料を2か月連続して支払わなかったとき。
- (2) 住所変更の届出を怠る等、当社においてお客さまの所在が確認できなくなったとき。

- (3) 申込み代表口座に支払停止の申立てがあったとき。
- (4) 民事再生手続開始または破産手続開始の申立てがあったとき。
- (5) お客様の当社預金等に対して、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (6) 相続の開始があったとき。
- (7) 本サービスの解約が妥当であると、判断する相当の事由が生じたとき。
- (8) 本サービスの第三者への貸与・譲渡が判明したとき。

第20条 免責事項

1. 本人確認

本規定第5条により本人確認手続を経た後に行なった取引については、当社は架電された方をお客さま本人とみなします。これにより仮に暗証番号の不正使用等があったとしても、これにより生じた損害については、当社はいっさい責任を負いません。

2. 通信手段の障害

当社の責によらない通信機器、回線ならびにコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取引が遅延したり不能になったとき、これにより生じた障害については、当社はいっさい責任を負いません。

3. 振込手続

当社所定の時間間際に取引依頼を受けたときや、振込事務の繁忙日等、やむを得ない事由があると判断されるときには、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

4. 本サービスにともなう書類等の破損、不着

当社の責によらず、本サービスにともない当社が発行した、各種証明書等の書類について破損、不着が生じたとき、これにより生じた損害については、当社はいっさい責任を負いません。

5. 外貨預金取引

外貨預金取引を依頼するとき、お客さまは別に定める外貨預金規定、外貨定期預金規定を遵守し、その商品内容ならびに外国為替相場の変動に伴うリスクを十分に確認し理解したものとみなし、万一差損やその他のいかなる損害が生じても当社はいっさい責任を負いません。

第21条 反社会的勢力にかかる規定

1. 反社会的勢力との取引拒絶

各種預金取引やその他付随取引および当社が扱う各種サービス等（以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかわる契約・約定・規定等を「契約等」といいます。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用できるものとし、これら

の一つにでも該当すると当社が判断したときは、当社は取引の開始をお断りするものとします。

(1) お客さま（取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ。）が、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」該当していたことが判明したとき

(2) お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当したことが判明したとき

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他①～④に準ずる行為。

2. 取引の停止、および解約

当社は、お客さまが前項（1）～（3）の各号に該当すると判断し、取引を継続することが不適切であると判断したときには、お客さまに通知することなく取引を停止し、また、お客さまに通知のうえ契約等を解約できるものとします。

3. 前項の規定により、お客さまに損害が生じたときにも、当社に何らの請求をしないものとします。

また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

4. 本規定の効力

この規定は、取引にかかる契約に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、

この規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、この規定は、契約等と一体をなすものとして取扱われるものとします。

第22条 規定の準用

本規定に定めない事項については、当支店規定または、当社各預金規定等に定める規約にしたがい取扱います。

第23条 有効期間

本サービスの有効期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当社から特に申出のない限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されます。継続後も同様とします。

第24条 規定の変更

1. 当社は、本規定ならびに本規定に関し当社が別に定める事項について、お客さまに通知することなく変更することがあります。なお、当社は、これらの事項について当社ホームページに掲載します。
2. 本規定の変更日以降は変更後の内容にて取扱います。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社はいっさい責任を負いません。

第25条 譲渡、質入れの禁止

本サービスに基づくお客さまの権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第26条 準拠法／合意管轄

本サービスに関する契約の準拠法は日本法とします。本サービスに関する契約に関わる訴訟については、当社本店またはお取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2017年10月23日 現在)